

令和4年2月定例会
厚生常任委員会会議録
令和4年2月17日

場 所 第3委員会室

令和4年2月17日(木曜日)

議事課主幹 藤村 正
政策調査課主査 澤田 彩子

午前10時47分開会

会議に付託された議案等

○議案第63号 令和3年度宮崎県一般会計補正
予算(第20号)

出席委員(8人)

委員 長	日 高 利 夫
副 委 員 長	坂 本 康 郎
委 員	横 田 照 夫
委 員	日 高 博 之
委 員	野 崎 幸 士
委 員	佐 藤 雅 洋
委 員	山 内 佳 菜 子
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	重黒木 清
福祉保健部次長 (福祉担当)	小 川 雅 彦
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	和 田 陽 市
部 参 事 兼 福祉保健課長	山 下 栄 次
医療薬務課長	牛ノ濱 和 秀
薬務対策室長	林 隆 一 朗
衛生管理課長	壹 岐 和 彦
健康増進課長	市 成 典 文
感染症対策室長	有 村 公 輔

事務局職員出席者

○日高委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本委員会に付託されました議案について福祉保健部長の概要説明を求めます。

○重黒木福祉保健部長 福祉保健部でございます。

委員の皆様におかれましては御多忙の中、今回の補正予算につきまして、日程を追加して御審議いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナにつきましては、後ほど御説明いたしますけれども大変厳しい状況が続いております。引き続き必要な対策に全力で取り組んでまいりますので、御指導の程よろしく願いいたします。

それでは、当委員会に御審議をお願いしております議案等につきまして、概要を御説明申し上げます。

お手元の厚生常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

本日は、予算議案1件をお願いしております。

1ページをお開きください。

議案第63号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第20号)」でございます。

今回の補正は、国のまん延防止等重点措置の本県への適用期間の延長による飲食店等への営

業時間短縮要請に伴い、協力金を支給するための経費について措置するものでございます。

補正額は、2月追加補正額の欄に記載しておりますように、58億1,140万5,000円の増額でございます。

事業費の詳細につきましては、福祉保健課長が説明いたしますけれども、まず私から今回のまん延防止等重点措置の延長に至った経緯等につきまして、現在の感染状況も含めて説明させていただきます。

常任委員会資料の5ページを御覧ください。

まず上段でございますが、本県の1日当たりの新規感染者数でございます。第5波と比較して第6波を載せておりますけれども、第6波につきましては、こういった形でピーク時に511名まで新規感染者が増えているということでございまして、1月21日からまん延防止等重点措置を適用しているところでございます。

月別感染者数の表にございますとおり、1月・2月合計で約9,800人となっております。第5波が全体で約3,000人でありましたので、3倍以上の新規感染者が発生しているということで、第6波がいかに大きな波であるかをお示ししているところでございます。

その下の表でございますけれども、1日当たりの新規感染者数を前の週の同じ曜日と比較した表となっております。1月31日までは前の曜日を上回って増加しておりましたが、2月1日からは、前の週の同じ曜日を下回っている状況が昨日まで15日間続いている状況でございます。感染につきましては少しずつ落ち着いてきている状況にあると思っております。

そういった中で、次の6ページの上段、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数の表でございますけれども、第6波のピーク時で

は248人でございます。現在154.3人まで落ちてきておりますけれども、第5波は79人とか、71.2人といった数字が書いてありますけれども、それに比べましてもまだ非常に高い水準で新規感染者がいるところでございます。

全国的に感染が爆発しておりますので、総体的には全国で38位ということで、順位は下がってきておりますけれども、依然として高い水準で新規感染者がいるところでございます。

6ページの下段の表は県内の各圏域の感染状況でございます。宮崎・東諸県圏域がピーク時は318.2人まで上がりましたが、どの圏域もだいたい下がってきている状況でございます。人口の少ないところは少し凸凹しておりますけれども、今では小林・えびの・西諸県圏域が61.5人と低くなっておりますが、ほかの圏域では170から130人ぐらいまでの間に位置している状況にあります。

7ページの上段の表を御覧ください。

九州各県の感染状況をまとめている表でございます。表にございますように、まん延防止等重点措置の適用について、沖縄県が最初だったんですけれども、その後、長崎県、熊本県、本県が1月21日から、その他の県が1週遅れの1月27日からまん延防止等重点措置が適用され、現在、九州全域に適用されているところでございます。

表を見ていただくと、先にまん延防止等重点措置を適用した本県を含む3県につきましては、比較的早い段階でピークを迎えていることがお分かりいただけると思います。熊本県、長崎県と本県ではそういった形になっておりまして、その中でも特に本県は、ピークが248人まで上がった後は154.3人まで下がってきているところで、早めにまん延防止等重点措置を適用した

効果が出ているということになります。

また、本県については酒類提供の終日停止をお願いしておりますので、3県の中では一番厳しい措置を取っているということもございません。154.3人まで落ちているのは、因果関係を証拠をもってお示しすることが難しく、推測になります。そういった厳しい措置を取っている効果をもって、各県に比べると比較的感染が落ち着くのが早くなってきている状況にあると考えております。

下段の表はクラスターの発生状況でございます。1月の最初の頃は、会食に伴うクラスターも見られていたんですけども、それが徐々に学校教育施設といったところが増えてきて、その後、高齢者施設等にクラスターが広がってきている状況がここに現れているところでございます。

次に8ページの上の表でございますけれども、年代別の新規感染者数をまとめた表でございます。第6波で非常に特徴的なのが、やはり20代の方々の感染でございます。一番上のグレーの線になるんですけども、1月の成人式前後の会食等で若い方々が県外から帰省等されて、そこでまず不特定多数の方に広がっていったところで、20代の方の感染が急速に増えていております。

その後、30代、40代の方に感染が広がっていった、その後は10歳未満のところ——一番上の青いところでございますけれども——学校とか教育・保育施設に広がっていった、10歳未満の方が増えていっているところと。

現在は、高齢者の方々——1月31日から急に立ち上がっている線がございますけれども、これは90代の方でございます。90代の方が急速に増えていったりとか、一番下の線ですけれど

も、70代、80代、60代といった方々に感染が増えてきているところでございます。

やはり一番懸念すべきところは、この一番下の70代、80代、60代の方々です。10歳未満を除けば、ほかの世代の方々は下がってきているのですけれども、この高齢の方々の線が横ばいになっているところなんです。しかも人口10万人当たり70人ぐらいの数字が出ていますので、高い水準で横ばいとなっており、なかなか減っていかないというところがあって、一番懸念しているところでございます。

残念ながら、最近、高齢者の方々の死亡が相次いでおります。これはやはり感染の爆発に伴って、表にございますけれども、80代、90代の患者がこれだけ増えているところで、80代が256名、90代が193名でございます。

ちなみに第5波のときは、90代の方が15名、80代が44名と少なかったもので、お亡くなりになる方は比較的少なかったところですが、こういった高齢者の方でも、特に年齢の高い層の感染がこれだけ増えている状況もございまして、残念ながらここ連日亡くなる方が発生してしまっている状況にございます。

その下が入院患者の状況でございます。医療の逼迫状況をお示ししているグラフになりますけれども、病床使用率は40%前後で推移しております。入院患者も110名程度で横ばいという感じになっております。しかしながら中身を見ると、入院患者の約7割の方が65歳以上の高齢者になってきているところ、それから酸素投与が必要な、いわゆる中等症の患者が30名程度まで増加して、最近40名近くまでなっているということで、どんどん増えていっている状況でございます。このまま続けば医療提供体制の負荷はさらに増加していくことに強い懸念を抱

いているところでございます。

次の9ページがまとめみたいな話になるんですけども、これまでの第6波の感染の流れが上の表でございます。先ほど申し上げましたように、成人式前後の若い方々の会食の場で不特定多数の方々に感染が広がったのが最初でございます。その後、その感染が家庭に持ち込まれて家族とか親族間で拡大したと。その後、職場や学校でクラスターが発生して、現在は高齢者施設とか医療機関でクラスターが発生しているという状況にあります。

現在、まん延防止等重点措置を適用して、感染の始まり、川の流れに例えますと感染の最上流部になりますのが会食の場です。ここを閉じている関係もあって、今はクラスターが発生しても、そこで何とか抑え込んでいって、少しずつ減少している状況だと思っております。

感染の最上流部の対策を今緩めてしまうと、またこの流れを繰り返すことになってしまうのを懸念しているところでございます。この場合、既に1日当たり200人ぐらい新規感染者が発生しているところから、またさらに拡大していくことになりますので、さらに大きな数になっていくところが非常に心配される場所と考えています。

そういった第6波までの感染状況のまとめを下に書いていますけれども、まん延防止等重点措置については、一定の効果があつたと思っております。ほとんどの圏域で減少傾向になってきているところで、県全体の新規感染者数はまん延防止等重点措置適用の延長を決定した日が2月10日でございますので、2月10日時点で9日連続で前の週の同じ曜日を下回っているところです。

ただ、県全体としてピークアウトという状況

にはまだ至っていないというところ、依然としてクラスターが多数発生しているという状況でございます。併せて、医療提供体制の負荷が増加していることで、申し上げましたように、入院者の中で高齢者が増えている、中等症の患者が増えているところを踏まえまして、これから春休みを迎えます若い人たちの動きがまた活発になってくる時期でございますので、そういった時期を迎える前にしっかりと感染を抑え込んでいく必要があると思います。

それがその後の経済の回復につながるのだという思いの下、今回、引き続き強い感染防止対策ということで、まん延防止等重点措置の延長を判断したところでございます。

そういった判断を踏まえまして、10ページでございますように、引き続き県内全域を対象にまん延防止等重点措置を3月6日まで延長しているのが今の状況でございます。行動要請も引き続き全市町村でこれまでと同じ内容のお願いをしているところでございます。

まん延防止等重点措置をしっかりとやりながら、収束に向けて医療機関、市町村と連携してしっかりと取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○日高委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

○山下福祉保健課長 歳出予算説明資料の福祉保健課のところ、3ページを御覧ください。

福祉保健課の補正予算額は、左の補正額欄にありますとおり、58億1,140万5,000円の増額補正であります。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目

の補正後の額の欄にありますとおり、444億8,343万7,000円となっております。

5ページを御覧ください。

(事項) 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費の説明欄、1、感染症対策休業要請等協力金事業58億1,140万5,000円の増額補正であります。

それでは、厚生常任委員会資料の3ページを御覧ください。

感染症対策休業要請等協力金事業です。

1の目的・背景ですが、県内の飲食店等に対する時短要請を行うことによりまして、感染の拡大防止を図るものです。

2の事業概要ですが、(1)感染症対策休業要請等協力金といたしまして、時短要請に協力した飲食店等へ協力を支給した市町村に対して、協力金の10分の9の補助を行うものであります。下の米印にありますとおり、まん延防止等重点措置の適用期間が、県内全域で3月6日まで21日間延長されたことに伴い、補正をお願いするものです。

協力金額につきましては、その下にあります表のとおりでございまして、売上高に応じて1日当たり3万円から10万円、店舗単位で支給されることとなっております。

次に、(2)感染防止対策事務費補助金ですが、市町村の協力金支給事務に要する経費について10分の10の補助を行うものです。

3の事業費ですが、補正額は表の左から2列目にありますとおり、58億1,140万5,000円です。

財源の内訳は、全額国庫支出金となっており、地方創生臨時交付金を充当することとしております。

4の事業効果といたしまして、飲食店等に対し協力を支給することで、要請の実効性を高

め、感染リスクの高い飲食の機会を減らすことで新型コロナの感染拡大防止を推進することができると考えております。

今回の時短要請の概要につきましては、4ページに記載しているところでございます。

続きまして、繰越明許費補正についてであります。

令和4年2月県議会定例会提出議案(議案第63号)の4ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正についてであります。

一番上の事業名、感染症対策休業要請等協力金事業につきまして、事業実施期間が不足することから翌年度への繰越しをお願いするものです。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はございませんか。

○山内委員 酒類提供の終日停止についてお問い合わせいたすけれども、九州内で終日停止としているのは、宮崎県以外だとどこがあるんでしょうか。

○山下福祉保健課長 九州内では長崎県が酒類提供停止をしていると聞いております。

○山内委員 この件に関しては飲食店の方から、時短要請の協力金は出るのになぜ酒類提供の停止については協力金がないのかという御相談を以前からいただいていた、今回もいただいています。

その件に関しては、議案書にも書かれていたのですが、商工観光労働部の県内事業者緊急支援事業で酒類提供を停止した飲食店も対象に含めているということで検討して手当てしているという御説明はいただいていた、その趣旨は理解しているつもりなのですが、飲食店の方はなかなかその点の理解が進んでいないと感じています。

この酒類終日提供停止が感染防止につながっているのではないかという部分については、一定の効果があるのではないかと私も感じているところではあるんですけども、飲食店の方への説明とか、御理解を求める点がまだ十分ではないのかなと感じています。

技術的な部分の話になるかもしれませんが、まずは、国に対して酒類提供停止についての協力金も制度化してもらえないかという意見を宮崎県として上げる、求めるということはできないのでしょうか。

○山下福祉保健課長 今、委員から御指摘があったのは、恐らく時短営業の停止対象になっていない、もともと夜8時以前にお店が閉まるようなお店でなおかつお酒を通常出しているお店、昼間だけやっている定食屋とかそういうところのことではないかと思っております。おっしゃるとおり、商工観光労働部の県内事業者緊急支援金が対象になるということで、現在、国の感染対策として協力要請推進枠、時短営業の協力金等の中には感染対策としての支援はないところでございます。

あと、もう一つは今回、国の事業復活支援金というのができておまして、感染対策等により強い影響を受けたところにつきましては、この事業復活支援金の対象となり、おっしゃったような店舗についても対象になると聞いております。

いろいろな業種等がコロナで影響を受けていると思いますが、経済的な意味では、国としては事業復活支援金で手当てすると。加えて、県としても経済対策として商工観光労働部の支援金が対象となることで、何とか県一体となって手当てしているところであろうかと思っております。

ただ御指摘のとおり、特に飲酒関係が要請の対象になっていることもありますので、その辺につきましては、全国知事会の議論等も踏まえまして、こういった形があるのか検討していければと思っております。

○山内委員 事業復活支援金は酒類の停止に応じるか、応じないか関係なく対象になると思いますので、酒類提供停止に応じたからこそ支援金とか協力金がもらえるのだという実感があると、より理解とか協力が進むのではないかなと思っております。そういった部分が、飲食店の方には今見えづらいかと思っております。国に対して改めて求めることができないのかと個人的にはずっと思っております。

県の緊急支援事業に関しても、幅広い事業者を支援するという点では私はすごく評価している部分なのですけれども、そこに酒類提供停止に応じた業者が含まれるのが、なかなかこの事業名からは見えづらいです。

例えば、これは事業名の問題にはなるのですが、酒類提供停止に応じてくれた業者への何か協力金というような——金額を増やせとかそういうことではなくて、同じお金を使うにしてもそういう名前がついているとか、そういう制度名がある窓口があるというだけでも、飲食店の方には理解が得られやすい、見えやすいという点につながっていくのではないかと感じています。

○重黒木福祉保健部長 まん延防止等重点措置等の強い対策によって、県内経済のあらゆる分野に影響があると思っております。影響のある産業分野は、各県の事情がいろいろあると思います。沖縄県でしたら観光が非常にダメージが——本県もそうですけれども、観光の比重が大きいところとか、おっしゃるように酒類のとこ

るもでございます。

そういった意味でそれぞれの県が独自に経済対策ができるように、いわゆる臨時交付金は、昨年度から知事が地方税財政常任委員長として国に要望して、しっかりと一定の額をいただいているところがございますので、そういった臨時交付金を使ってそれぞれの県の実情に応じて必要な経済対策を打っていくという立てつけになっていると思っています。その中で国の独自の措置として、課長が答弁したような事業復活支援金とか、そういった新しい取組ができたところがございます。

その上で、さらに県独自の対策として今回の補正では、歳出予算説明資料の15ページを見ていただければ商工観光労働部の事業になりますけれども、酒類販売の停止を行っておりますので、事業復活支援金とか一般的などんな業種も対象になる支援金とはまた別に、この酒類販売事業者等緊急支援事業を新しく立ち上げてもらって、より分かりやすい形で酒類販売の方々にしっかりと県として支援を行うこととお示ししておりますので、商工観光労働部とも連携しながら、いろいろな方々にこういった事業をやっているということの周知を図ってまいりたいと思っております。

ちなみに我々のほうでは、飲食店の事業組合の方々にこういった措置もありますということでお知らせをしているところがございますので、大変評価をいただいていると聞いております。

○山内委員 この酒類販売事業者等緊急支援事業というのも名前としてすごく分かりやすいと思います。お酒類を販売している事業者への緊急支援、ただしこれは飲食店に対してお酒を販売している事業者が対象であって、飲食店は対象ではないと伺っているのですけれども、認識

として間違っていますでしょうか。

○重黒木福祉保健部長 これは酒類の卸とか、小売をやるところに対する支援金です。飲食店に対しては、先ほど課長が説明しました飲食店の協力金事業があり、ちなみにこれにつきましては酒類を提供した場合は1日大体2万5,000円です。

今回、本県は酒類の提供を停止していますので、一番小さいところで1日当たり3万円で、そこは国も酒類を提供する場合と提供しない場合で単価の差を設けて——5,000円ですけれども——支給していますので、本県の場合は一番小さなところで3万円が支給されているという立てつけになっております。

○山内委員 私が先ほど申し上げたのが、部長が今教えてくださった酒類販売事業者等緊急支援事業のような事業名に、こういう酒類販売事業者が対象の支援なのだと書いてあると分かりやすいということを意見として申し述べさせていただきました。

酒類提供停止に応じた飲食店への協力金支援事業というようなネーミングとかにもう少し工夫をいただけると、協力いただいている飲食店の方にも分かりやすくなるのではないかと、理解を得やすいのではないかと意見を先ほどから申しているところであります。

○日高委員 執行部は、その部分についてはこの部分で支援するという国のスキームをちゃんと説明しないと分かりませんよ。

○重黒木福祉保健部長 すみません、勘違いしていました。

飲食店の中で時短営業に応じるところについては国が協力金を払いますし、国として飲食店に対する協力金事業という形でスキームにのってこれをやっているところがございます。

当然、説明の段階では各市町村を經由して協力の支援を行っているんですけども、各飲食店の方々はもうそこは十分御理解をいただいでいて、飲食店については酒類提供の停止に応じていただいでいるので単価3万円になっているとか、あるいはそうでなければ単価2万5,000円になるとか、そこは十分に御理解をいただいでいるというところがございますので、引き続きしっかりと理解が進むように、組合等とも話をしながら進めてまいりたいと思います。

○山内委員 組合としては理解されているかもしれませんが、私に御相談いただいた飲食店の方がいらっしゃるという時点で、なかなかまだ隅々の飲食店の方々は十分理解されていないのではないかと思いますので、今後も様々な工夫をいただいで、納得をいただけるような事業展開をお願いしたいと思います。

○日高委員 事業復活支援金の周知が十分でない感じがします。昨日、知事会のオンライン会議でも何か話が出ていたということです。これは商工観光労働部のカテゴリーでしようけれども、どのくらい周知が徹底されているのかを調査したほうが良いような気がします。

○重黒木福祉保健部長 ほかの部の事業になりますけれども、私のほうからお答えしますが、基本的には経済産業省の事業ですから、県で直接広報するのはなかなか難しいところがございます。併せて、たしか1月の終わりぐらいからようやく国でもコールセンターを立ち上げて、いろいろなチラシをつくって広報を始めたということで、今から浸透していくのではなかろうかと思っています。

ちなみに商工観光労働部では、商工会や商工会議所に御協力いただいでしっかりと通知して、事業復活支援金についてのお問合せの

窓口は、そういった地元の商工会、商工会議所と連携して進めているということがございますので、そういった形でしっかり周知が図られていると伺っているところです。

○日高委員 それだったらいいんですけども、これはなかなか難しいです。国のスキームでやるので、宮崎県の実情としてこういった業種が困っているというふうになってもなかなかそこに届かないという状況です。酒類提供販売だけに絞れば、ではおしぼり業者はどうするのか、代行タクシーはどうするのかという話だと思うんです。

今回一律50%売上げが下がった業者に対して10万円という事業がありました。下支えがあつて、事業復活支援金があつて、酒類提供と今回の福祉保健部のこの延長の予算があり、何階建てかになっていると思うんですけども、それに経済産業省の支援があつてみたり、福祉保健部がやってみたり、商工観光労働部がやってみたりするから困惑するのではないかと思います。

先ほど部長が商工観光労働部と連携してと言われていたので、経済産業省の事業も含めて分かりやすい事業の一覧みたいなものをつくってもらいたいと思います。

○重黒木福祉保健部長 おっしゃるとおりだと思っています。要は国の事業復活支援金があつて、それをベースにして県の県内事業者緊急支援金があつて、その上にまた酒類販売事業者等緊急支援事業があつて、言わば支援策については3階建てみたいな形になっています。

そこがどういう場合にどうなるのかは、セットにして分かりやすい形でやっているとは思いますが、そういった御意見があつたことにつきましては、商工観光労働部におつなぎをして、しっかり対応をお願いしたいと思います。

○日高委員 ぜひお願いします。

先ほど部長からピークアウトしつつあるということで説明がありまして、知事もいつかの会見で同じような「つつある」と言われていました。先ほど宮崎県と長崎県は酒類の提供はしてなくて収まり、大分減ってきているということでした。

1月の段階で成人式があって、やはり飲食の部分から広がっていったということで、元のはしりはこの部分からであるということと、これまでのコロナ感染状況を見ても、やっぱり飲食が非常に多かった。ところが、このグラフでも今は飲食店よりも学校施設だとか福祉施設で多くのクラスターが出ています。今後はなだらかに下がってきてくれればいいなと思います。

しかし、今までのコロナは一回ピークが来たら山になって最後ぐっと下がっていたんですよ。ところが今回のコロナは、一回山になったところから少し下がって、そこから高止まり傾向が続きます。沖縄県でさえピークアウトって言ったのがもう何週間前です。下がってきてはいますけれども、今ここにきて横ばいです。

まん延防止等重点措置の期間は3月6日までです。今の状況だったら一日でも早く解除して、早く経済を回したいというのが当然あるからこそ、期限まではお酒を出さないとか、県の対応ははっきりしていると思うんです。ただ、これがピークが止まらなかったらどうするんですか。ピークから下がって、高止まり傾向で新規感染者数が200人とか、例えば2週間後で100人ぐらいとか。これはあり得る話ですよ。

そうなったときは、3月6日を迎える手前の段階、3月の頭か2月の下旬ぐらいに国に対して判断しなければいけませんよね。前倒しすれば多分2月の下旬です。国も最初は延長とか解

除とかあると思うんですけども、新規感染者数が100人台でもまん防を解除するのかという話になってくると、これは延々と解除までいけない状況も正直出てくる。病床の使用率もピークは下がってきているけれども、使用率はあまり変わっていません。私が、今、まん防の解除はいつぐらいになるんですかと質問しても、今後の感染状況を見ながら総合的に判断してまいりたいと思います、という答えが返ってきますよね。皆さんは専門家じゃないんですけども、やっぱりどこかで判断しないといけないわけです。

知事の記者会見を見ていると、もしこのまま下がらなければ、3月6日以降も感染対策を徹底的にやっていきますと、そうすれば感染者数は下がります。ただ、宮崎県は減っているけれども、ほかの県を見てください。鹿児島県、大分県、熊本県、福岡県はまだ上がっているの、九州全域を見たら解除する状況ではございませんと言われたら、何か先行きが見えないような気がするんです。

明確じゃなくてもいいので、部長として、どの辺が一つの解除レベルのラインだよということがあれば教えていただければと思います。

○重黒木福祉保健部長 大変悩ましい問題で、どういう状況になったら解除できるのかということなんですけれども、大きくは2つ視点があると思っています。

一つはやはり感染者の数です。今、爆発的に200人台とかいう形になっていますので、やはり新規感染者が一定程度以下に落ちていくというのが必要だと思っています。それを今数値でお示しするのがなかなか難しいんですけども、やはり一定程度落ちていって、それが新たな感染のリバウンドにつながらないだろうということ

るまで落ちていくのが望ましいと思っています。

それとやはり医療の状況でございます。先ほど入院の状況を少し御説明しましたけれども、病床使用率がどうなっていくのか。その中で特に高齢者の割合とか、中等症の方々がどういう状況になっていくのか、どういう傾向になっていっているのかをしっかりと見極めたいと思っています。それが福祉サイドの考え方でございます。

一方で、日高委員のおっしゃるように、経済と感染防止対策のバランスをどう取っていくのかは社会全体でコンセンサスを得ながらやっていかなければ、きついことばかりやってもコンセンサスが得られないと逆効果になってまいりますので、日本全体でその合意が得られるところがどの程度になっていくのか。それはこういった感染状況を見ながら県全体でも考えていかなければならないし、最終的には、国でまん延防止等重点措置をどうするのかという判断になりますので、国でもそういった感染の状況、感染拡大防止の効果がどの程度出ているのか、一方で、経済に与えるマイナスの影響をある意味どこまで我慢できるのか、そのバランスをしっかりと見極めながら、こういったタイミングになれば解除できるのかをしっかりと判断していくことになろうかと思っています。

明確な答えができなくて大変申し訳ないんですけれども、大きくはそういう考え方で今後対策を進めてまいりたいと思っています。

○日高委員 バランスでしようけれども、このままずっと慎重にやり過ぎても、やはり経済が回らないことになったら大変です。飲食店は、もし解除になってもお客は本当に戻ってくるのかという、そちらの心配をしているのではないかと。支援金のこともあるんですけれども、そ

の後がどうなるのかという心配です。

とはいえ、死者も多いとか、入院患者も多くなってくると、今までずっときつく縛ってきたものを急に緩めたらどうなるのかという話になってくると思います。しかしながらそれには段階があると思います。

基本的に今までのやり方としては、まん延防止等重点措置があつていきなり緩めるわけ değildirよね。感染が減りだしたら次は赤圏域ですよ。赤圏域になって、赤圏域でしっかりとその辺を——例えば資料6ページの図で見たら小林・えびの・西諸圏域あたりは10万人当たりの感染者数が60何人ですよ。多分、宮崎市の10万人当たりの感染者数が130人になったときにまん延防止等重点措置に上げているんですよ。だから例えば、圏域として100人以下になればその圏域をまん延防止等重点措置から外して、徐々に赤圏域にするというやり方もあります。

今まで県がやっているのは、一遍にまん延防止等重点措置を外して、2週間、3週間ぐらい赤圏域にして、様子を見て黄色圏域なんですよ。オミクロン株は濃厚接触者の待機期間も14日ではなくて5日でもいいわけですから、解除の仕方も工夫して行ってほしいなと思います。今までのような解除の仕方では経済は回らないです。赤圏域、黄色圏域、緑圏域とありますけれども、圏域ごとに見ることはできないんですか。

○重黒木福祉保健部長 まん延防止等重点措置については、県に対して国から宮崎県がその対象県だと適用されるわけでございます。適用される中でどの区域をいわゆる重点措置区域にして飲食店等の時短要請するか、これは知事の権限になっております。

実際、今回も、まん延防止等重点措置を最初に適用するときには、まずは都城市と三股町に

適用しますと発表して、その後、21日からは延岡市と宮崎市も含めてスタートしております。翌週になってから県下全市町村を対象にしたということで、経済活動と感染防止対策を両立する観点から、まん延防止等重点措置の中の重点措置区域は段階的に広げているというやり方をしたところでございます。

したがいまして、日高委員がおっしゃるように、解除する段階でも理論的にはそういうこともあり得るといことで、そういったシミュレーションもできなくはないと思っております。一定の圏域で感染者数が劇的に下がるようなことがあれば、そういったことも可能ではございますので、そういったいろいろなオプションも含めて、今後どういった形で経済と感染防止対策を両立できるのかをしっかりと考えていきたいと思っております。

○日高委員 ぜひそういう形で、小まめに全体的にやってもらいたいと思っております。感染者数によっては、前倒し解除も私はあり得ると思っておりますが、そこは知事の権限ですから。しっかりとその辺も、ただ締めるだけではなくて、経済とのバランスを取るような——今日も本会議で所信表明しましたよね。言っていたわけですから、部長もしっかりとその辺を知事に強く言っていたらと思います。

○前屋敷委員 今回出されている追加補正の分は、まん延防止等重点措置が延びたということに対しての協力金を支給するという事なんですけれども、これまで時短要請を受けていらっしゃる件数はどのくらいありますか。

○山下福祉保健課長 これまでの実績で申し上げますと、県内全体で7,200店舗ぐらいになっております。

○前屋敷委員 ではこの7,200軒程度のところに

は、最初の協力金はもう今の段階で支給されているんですか。

○山下福祉保健課長 2月13日までの時短要請に関しましての支給は市町村でやっているのですが、14日以降、順次申請の受付を開始しているところでございまして、支給も早めにはできるものと考えております。

○前屋敷委員 今回の追加と合わせて申請するところもあるということですね。

○山下福祉保健課長 今のところ、全市町村とも2月13日で支給の期間を一度切って、それまでの分は申請を受け付けます。今後の分につきましては、また期間が終わったときに申請するという流れになっております。

○前屋敷委員 これは急がないと本当の支援にならないという状況がありますので、そこは合わせて申請できるようなものが必要ではないのですかね。もう新たに今日予算化されるであろうと思うんですけども。

○山下福祉保健課長 申請に当たってはその期間、時間短縮要請に協力していただいたことを確認する必要がございますので、基本的にはその期間が終わってからになるかと思っておりますけれども、今回、延長になりましたけれども2月13日で一度切るということで、まずはそれまでの要請の協力状況を確認して速やかに支給するという事にしております。

本県におきましては、これまでも市町村において申請支給事務をしていただいておりますけれども、他県に比べて速やかな支給ができておると考えておりますので、今回につきましても市町村と連携しまして、できるだけ早めに支給して事業者の皆様へ協力金が行き届くようにしてまいりたいと思っております。

○前屋敷委員 確かに実績に応じての支給にな

るといふこともあって、やはり13日までが最初の期間だったので、14日からの申請ということになるとは思うのですけれども、今言われたように、申請があった場合は速やかに支給ができるということに最大限力を入れてほしいなと思います。

先ほどからお話になっています経済との関係なのですが、商工観光労働部の関係で上がっているのですけれども、県民県内旅行ジモ・ミヤ・タビです。確かに今、まだまん延防止等重点措置の最中ということもあって、だんだんと少なくなっている傾向にはあるのだけれども、今果たしてこの補正でこの事業を進める——すぐには着手しないのだろうとは思いますが、県外近隣のところの旅行にも活用できるという中身になっているものですから、いろいろ協力、関連して事業も進めていこうということで立ち上げられるんだろうけれども、福祉サイドからはどう見ておられるのかをお伺いしたいと思います。

○山下福祉保健課長 ジモ・ミヤ・タビは商工観光労働部でやっておりますけれども、例えばどの圏域でジモ・ミヤ・タビの事業をスタートするかというのは、感染対策と連動しております。オレンジ圏域になったらもう実施しないとか、予約しないというような形で、そこはしっかり連動して実施してきておりますので、今後ともそういう形でやっていきたいと思っております。

○前屋敷委員 そのところはしっかり商工観光労働部との連携も強めていただきたいと思います。最初にこれが出たときに、え、今これなのかという思いもあったものですから、お願いしたいと思います。

○佐藤委員 予算はいいと思うのですが、先ほ

ど日高委員からもありましたけれども、段階的な解除の話は地域をしっかりと分けてやってもらう必要があるかと思えます。それからワクチン検査パッケージが進んできて、それを使うということをやっていましたけれども、それを生かして解除していくのか、そういう制限緩和をしていくのか、そのところはどうですか。

○重黒木福祉保健部長 ワクチン検査パッケージについては、いわゆるデルタ株のときにつくられた制度と認識しております。したがって、今現在、国でも新しいパッケージの内容を再検討しているとお伺いしていますので、単純に次の行動要請の緩和等を行う際に、もともと予定していたワクチン検査パッケージを適用することは恐らくないだろうと思っております。

何か新しい仕組みの中でそういったものがまた国から出てくると思っていますので、それを踏まえてしっかり対応していきたいと思えます。

○佐藤委員 分かりました。次々と変異株が出てくるわけですから、早めに対応していかないと間に合わないといえますか、ただ、めり張りをつけた形でやっていかないと県民ももう大分疲れてきております、その声は大分上がってきています。どうにかならないかということで、それはもう皆様同じだと思います。

コロナが全く出ていない地域、もしくはかなり少ない地域もあるわけです。そういうところはしっかり色分けをして、県内全域を一緒にするのではなく、先ほど話があったので安心したのですが、そういう形で早めにめり張りをつけた対応をやっていただきたい。試験的にというわけにはいかないでしょうけれども、ある程度は思い切ったことをやりながら様子を見ていかないと、ウイルスの形もいろいろ変わってきていますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○重黒木福祉保健部長 御指摘ありがとうございます。市町村ごとに見ていくと、感染者の出していない市町村もあったりするところがございます。ただ、先ほど段階的なのというお話を少しさせていただきましたけれども、前提としてはやはり一定の圏域で感染者が相当程度抑え込まれているというのが一つ条件になってこようかと思っています。

単一の市町村で少ないからといってそこだけやっていくと、やはり周囲から持ち込まれるとかいろいろ出てまいりますので、感染者が一定水準以下になっているというところが一つ条件になってまいりますので、そこは一つの圏域のまとまりでそういう状況になればそういうこともあり得るということで御理解いただければと思っています。

○佐藤委員 それは分かるんですよ。ただ、非常に用心して、対策をしっかり打っているところで予期せぬ感染が起きたりするの仕方ないとして、いわゆる対策が緩い地域としっかりしている地域は、今までも見て分かると思うんです。その辺も今後の状況を見ながら圏域ごとで結構ですのでお願いしたいと思います。

○横田委員 一般県民の皆さんたちは、今もこれまでと変わらないようにいろいろな行事をしておられます。ただ、これまではその行事が終わった後に当たり前にあった懇親会はもう100%ないと思っています。しかしそれに対して文句を言ったり、不平を言ったりする人もほとんどおられません。ということは、もう県民の皆さんたちもそういった懇親会等がないのに慣れたのか、諦めたのか分かりませんが、そういう状況になっているからこそ、例えばこれからもしかすると6日の前に感染者数がずっと減ってくるかもしれません。

前倒しの解除を言う意見も出てくるかもしれないけれども、私は県民がせっかくそういうふうに慣れてきたんですから、6日まではしっかりと自信を持ってまん延防止対策とか、酒類の提供停止を続けていってしっかりと抑え込むことが大事ではないかと思います。

ただ先ほどからあるように、協力金とか支援金等でしっかりとお店を守っていく、このことが非常に大事ではないかと思いますので、取りあえず、6日まで自信を持って、減らなかつたら当然延長もあり得るかもしれませんが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○重黒木福祉保健部長 ありがとうございます。まずは3月6日までが期限でございますので、6日までにしっかりと感染を抑え込むのが大前提になってまいりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っています。

○日高委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で福祉保健部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後0時58分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず議案の採決を行います。採決の前に賛否を含めて御意見がありましたらお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時58分休憩

午後1時0分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは採決を行います。議案第63号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第63号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、皆さんの御意見がありましたら伺いたいと思います。

暫時休憩します。

午後1時1分休憩

午後1時6分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの皆様の御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって本委員会を終了いたします。

午後1時7分閉会

署 名

厚生常任委員会委員長 日 高 利 夫